

中国「残留孤児」国家賠償請求訴訟東京地裁判決 にあたっての会長声明

中国「残留孤児」国家賠償請求訴訟につき、東京地方裁判所は、本年1月30日、原告らの請求を全面的に棄却する判決を言い渡した。

前記判決は、昨年12月1日の神戸地裁判決とは全く異なり、原告らが主張していた「早期帰国実現義務」及び「自立支援義務」そのものを認めなかつた。

原告ら中国「残留孤児」（以下単に「残留孤児」という）達は、国策により満州の地に送られた日本人の子供達であり、ソ連軍の侵攻に際してもその地に放置され、戦争末期から戦後にかけて生き延びるためにやむなく中国人に託されるなどして、辛酸を嘗めながら生き抜いてきた人達である。しかも、日本への帰国がかなつたときには、既に「残留孤児」は高齢となっており、日本語も十分話せないため、自立の道も閉ざされていた。

現在までに全国15地裁へ「残留孤児」2201名が原告として訴えを提起したが、関東地区では1092名の原告がおり、そのうち101名は千葉県在住である。

また、千葉県弁護士会所属の弁護士85名が、中国「残留孤児」国家賠償訴訟の弁護団に参加し、「残留孤児」が「日本人として、日本の地で、人間らしく生きる権利」を獲得し、「日本に帰ってきて良かった」と思える老後を送ることが出来るために闘っている。

しかし、本判決は、「残留孤児」の被害の実態を見ようとせず、日本人としての尊厳の回復を求める原告らの願いを退けた。

日本弁護士連合会は、1984年の人権擁護大会で、「中国残留邦人の帰還に関する決議」を採択し、「残留孤児」を含む中国残留邦人の早期帰還を実現することや、自立を促進する特別の補償策を速やかに講ずることを求めた。

また、2004年3月には、日本弁護士連合会は人権救済申立を受け、国に対して、帰国促進策等の徹底や戸籍回復・国籍取得手続の改善のほか、生活保護によらない生活保障給付金制度の創設や日本国民が受給する平均金額以上の年金が受給可能となる所要の立法措置を講ずることなどを勧告している。

千葉県弁護士会は、国が原告ら「残留孤児」に対する責任を速やかに認めることを願うものであるが、「残留孤児」のほとんどが高齢となっている現状において、その生活支援の必要性は緊急な課題であると考える。

千葉県弁護士会は、政府及び国会が、高齢化の進む「残留孤児」の状況を重く受け止め、速やかに「残留孤児」の老後ための特別の生活保障給付金制度の確立など支援施策の抜本的な見直しや立法措置を行う施策を実現することを強く求めるものである。

2007年2月21日

千葉県弁護士会
会長 島崎克美